

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-154993

(P2005-154993A)

(43) 公開日 平成17年6月16日(2005.6.16)

(51) Int. Cl. ⁷	F 1	テーマコード(参考)
A 4 2 B 3/04	A 4 2 B 3/04	3 B 1 0 7
A 4 2 B 1/24	A 4 2 B 1/24	J
A 4 2 B 3/28	A 4 2 B 3/28	A
A 4 2 C 5/04	A 4 2 C 5/04	

審査請求 未請求 請求項の数 11 書面 (全 22 頁)

(21) 出願番号 特願2003-436308 (P2003-436308)
 (22) 出願日 平成15年11月26日(2003.11.26)

(71) 出願人 503122786
 大西 真実
 千葉県船橋市日の出1-8-1 高橋荘5号
 (72) 発明者 大西 真実
 新潟県長岡市愛宕3-2-12
 Fターム(参考) 3B107 AA01 AA04 BA03 BA07 BA08
 CA01

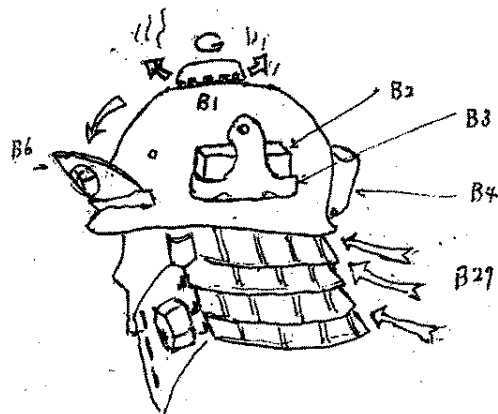
(54) 【発明の名称】 兜型、テオリーくん保護帽

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】従来、非科学的技術によって考案され続けている保護帽に関して、従来の技術力での解決が困難な中、絶対的条件を作成し、それを満足する保護帽を提供する。

【解決手段】ボイル、シャール熱を下から上に押し上げ排出する時、保護帽は空冷式ラジエーターとなる。しかし、これに力学的衝撃力が加わった時、保護帽付品が第一次衝撃力を1/5以下に分解させるものとなり、又、電流子ワープ電磁力理論に基づき、光粒子電子流は、同等力の電磁力に呼応反応する時、余力は、人体ロドプシンに反応して後、アースに誘和し、電激を受信するが、これを、ゴム張り保護帽と多目的収納ケース、他、綱、ゴム紐付品に取り付けるポケットが在る事により、あらゆる電磁誘電物を安全に保管し、携帯しても、それら必然発生する災害激減阻止を志す。

【選択図】 図8



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

本発明品は、硬、軟質材を用いて、製作される従来に既有するのっぺらぼうの保護帽に際して、被災時に、これに加わる衝撃力や寒暑温度差、日差しによって、人体が受けるダメージを緩和させ、遮断させる同一の目的を得る為、これら保護帽に接続具を用いて、芯地、布、プラスチック、金属素材等を使用し、取り付け、取り外し自在の罨を附着させる事への請求。図18のB6を参照

【請求項 2】

又、これら高罨、広幅罨等を、保護帽の正面に楯の様にして、立て、保護帽に附着させ、これに帽章を意匠として付け、溶鉱炉等、火花、高温熱の発生する現場で、保護帽にかかる高温熱や、正面から飛来する被質物を避け、必要時には、之れを前面部に倒し、使用する時、顔面部を覆い保護する罨庇となり、強い日射しや、葦、茅等、雑草から目を守る折り返し、保護帽附着型、罨を創作する事への請求。図15参照

【請求項 3】

人体頭部を保護する保護帽を硬強させる目的と、雨水の侵入を避ける目的を持ち、従来に既有する、のっぺらぼうにある保護帽に際して、日本の昔の戦国兜に見られる、その頂点に、本発明品であり、シャル法則にある空冷機能を持たせる為、穴を開け、天頂ビスを被せて、取り付け、保護本体そのものに空冷式ラジエーター機能を生じさせ、本目的を同一とし、日射、熱中症予防の保護帽を作成する事への請求。図10、11、12、13

【請求項 4】

人体頭部を保護する保護帽を硬強させる目的を持ち、従来に既有するのっぺらぼうにある保護帽に際して、昔の日本の戦国兜に見られる様に、天頂に被せ付けられた天頂ビスから放射状に帯紐状の蔓と称する部材をこれに取り付けて、本目的を同一とし、衝撃力が加わった際には、潰れて、剥げ落ちる事で、衝撃力を吸収し、人体頭部を庇護する一つの保護帽、ヘルメットを作成する事への請求。図18のB16参照

【請求項 5】

人体頭部を保護する保護帽を硬強させる目的を持ち、従来に既有するのっぺらぼうにある保護帽に際して、日本の昔の戦国兜に見られる様に、天頂に被せ付けられた天頂ビスから放射状に取り付けられた蔓と称する部材の空間に、星ビスと称する部材のこれを取り付けて、本目的を同一とし、一つの妨護ヘルメットを作成する事への請求。図18のB15参照。

【請求項 6】

人体頭部を保護し、便利を重ね、補強させる同一目的を持ち、従来に既有するのっぺらぼうにある保護保に際して、保護帽の便利な箇所に小物入れポケットをビス、接着ノリ付けを為す他、面テープ、ファースナー、ボタン等により、これを接合して、一つの妨護ヘルメット、保護帽を作成する事への請求。図8参照

【請求項 7】

人体頭部を保護し、保護帽を補強させる同一目的を持ち、従来に既有するのっぺらぼうにある保護帽に対して、本特許論文にある、第二次電子（磁）波受信による電撃、被雷を避けるべく、これにゴム覆皮させ、主に高圧電気工事者の為の妨護保安帽を作成する事への請求。図17のB14参照

【請求項 8】

人体、頭部を保護し、保護帽を補強させる同一目的を持ち、従来に既有するのっぺらぼうの保護帽に、ゴム被皮を施こした保護帽に多目的収納、携帯電話ケースをこれに取り付け、主に高圧電気工事従事者の為感電事故を防ぐ為の妨護保安帽を製作する事への請求。図8のB2参照

【請求項 9】

人体頭部を保護し、冬期（寒冷地用）夏期（熱暑地用）における、のっぺらぼうのヘルメットに対して、本発明品の天頂ビスを施こし、空冷装備のある保護帽に為し、日射し、熱暑、冷寒度を遮断させ、本目的を同一とするべく、これに布、ターバン、毛皮、布、紙

、銀箔、ゴム被皮を貼り、風雨、風雪をする大風に弱い、これら部材品を固定する更強の目的と、他に存在する多数の、本発明附品を、じゃまになる時、簡易に挟み込み、出し入れ自在とする小物入れポケットに供する目的を得て、これら保護帽の外皮覆材として、ゴム網み紐、網、をして、本保護帽に取り付けて、一つの安全且つ便利な保安帽をこれに制作される事への請求。図10、11、12、13、17、26、27、28、29、30、31参照

【請求項10】

人体頭部、後頭頸部を風雨、日照熱、風雨、衝撃物から庇護させ、同一の目的を得るままに、従来に既有するのつぺらぼうにある帽護帽に際し、天頂ビスや、断熱素材を施した後、昔の日本の戦国兜に見られる、保護帽に対して、後頭頸部に帯状のプラスチック性、金属性、他、耐熱、耐水、芯地素材帯等を横に用いて、シコロ帯を作り、これを、ボタン、紐、ファースナー、面テープ等の接合具を用いて、第一段目、第二段目、第三段目と必要に応じて、接合して行き、取り付け、取り外しが自在に出来るものとし、それぞれの帯の間には、空調隙間を用い、外気に対して、頭、頸部、保護帽内の気密圧温度差が上昇すると、ボイルシャルルの法則により、これらシコロ帯隙間から、本、特許論文中にある、万有爆力の法則の元、返還される0℃の冷却された冷風が吹き込み、汗を掻いた人体に昇華加減現象を生じさせるので暑中、保護帽上部に開けられた天頂ビス穴孔から、保護帽内に貯まった温風を強制排出する時、日照第二次光粒子による電子衝撃力は、汗水で作られるオゾン層により処断されるので、人体は、日射、熱中症から庇護されるものとなるので、保護帽後頭部に、本発明の庇を取り付けて、本機能を発輝する繋ぎ合わせ、溝孔を用いて作るシコロを製作する事への請求。図8参照

【請求項11】

人体顔面部に対して、作業中、降りかかる、風雨、風雪、日照熱、及び、溶接溶鋸熱、火花等による被災からこれらを庇護する為、保護帽に接合される各シコロ帯の両端に、各、それぞれ、鉤フック、ボタン、ファースナー、面テープ等を之れに取り付け、必要時には、硬質素材で鼻部を高くした一枚布を取り出して、これに連結し、用いられるべくシコロ各帯の両端に、これら連結具を取り付け、シコロ帯が製作される事への請求。図5参照

【発明の詳細な説明】

〔技術分野〕

【0001】

本発明品は軟、硬質素材で製作される、保護帽を被る人体頭部の被災防止装備品と便利を重ね。

【0002】

被災時には、取り付け、取り替え式の部材、天頂ビス、吹き返し、星ビス、蔓、網、ゴム組み紐、保護帽ゴム被皮、ゴム被皮付携帯電話ケース、小物入れポケット、鐔附随式帽章、保護帽断熱被皮、シコロ等、部材品が潰れ、剥げ落ちる剥ぎ緩和力に吸収され、人体に有害とされる、第一次衝撃力をして、感電時には、第二次光粒子ワープ電磁波を阻止、激減緩和させる機能を有する。

【0003】

肩当てや、シコロ部材を一体化させ、その保温、(オゾン、イオン)を保たせ、ボイル、シャル熱を強制排出させる機能を持つ、一体化された万能保護帽であった。

〔背景技術〕

【0004】

〔特許文献1〕平成15年4月8日 オオニシマコト 特許願申請書

〔特許文献2〕平成15年5月30日 オオニシマコト 実願申請書

〔特許文献3〕平成15年8月6日 オオニシマコト 特許願申請書

〔発明の開示〕

〔発明が解決しようとする課題〕

【0005】

10

20

30

40

50

現在、軍隊、警護、土木建築現場等では、言うまでもなく、作業中、必しも、保護帽を被る事が義務付けられる事の多い中、時、場所、気象状態において、現在開発され、概有している技術力にある保護帽においては、科学的要素を適切とはしていない為、これを被る事により、現在病症源を明確にしない、日射、熱中、偶発性症候熱（カゼ）症等を流行させるに至っている中、

本特許論文において、これらの不適切に有る、保護帽の欠陥を指摘され、改良、改善を以って開発される、計算式の元に、科学的保護帽の開示を示した。

【0006】

人の脳は、論理、生理学見地から、温度差異と衝撃力に甚だ弱い為、血液、筋肉、硬質な頭蓋骨をして、更には頭皮毛で庇護されているものであるだけに、大概な外力が加わっても動じないものであったが、

【0007】

それにも増して、衝撃力が害する時、頭部を保護すべく為、被る保護帽には、人体に有害となる外力の分散を得る為、あらゆる計算式が試されるものであったが、

【0008】

しかし併ら、衝撃力には、第一次衝撃力、第二次衝撃力、第三次衝撃力が有り、

【0009】

日射、太陽、熱には、やはり第一衝力、第二次衝力、第三衝力が計算され、科学的根拠にある中、これら計算式を無視し続けて、現在の保護帽は設計され、製販され続けたものであった。それ故、

【0010】

本発明品全体に加わる、第一次衝撃吸収率 a を保護帽附品にある、罨、帽章、天頂ビス、星ビス等が潰され、剥げ落ちる事で、吸収されるものとし、第二次衝撃吸収率 b を概有する保護帽本体の硬度等で吸収されるものとし、第三次衝撃吸収率 c を人体頭部全体で吸収される低抗率、 A で表わす時、

【0011】

安全係数率を A とし、 $(a + b + c) < A$ の計算式が成りたち、

【0012】

既有する、保護帽本体が外力（衝撃力）で破壊される瞬間力量を $85 \text{ kg/cm}^2 = B$ とし、 $B = (a + b + c)$ とする時、人体頭部、及び首の骨に損傷を来たし、人体に有害である。と判断される外力、（実質外力は $125 \text{ kg/cm}^2 \sim 250 \text{ kg/cm}^2$ だが、この設置は、通常、保護帽が完全破壊し、人命致死率に匹敵するに等しい外力なので、本文は、それよりも低い衝撃力を用いて、保護帽に傷、破壊が生じる 85 kg/cm の外力で準用される。）危険係数 B で表わし、

【0013】

保護帽を被った人体頭部、及び、首の骨が耐え得る外力（衝撃力）を $35 \text{ kg/cm}^2 = C$ とし、安全係数 A で表わす時、計算式を、

安全係数、 $A = 35 \text{ kg/cm}^2 \Rightarrow$ 簡略式、 $A 35$ とし、

危険係数、 $B = 85 \text{ kg/cm}^2 \Rightarrow$ 簡略式、 $B 85$ とし、

【0014】

本発明品であり、接着剤で取り付けられる、取り付け形の保護帽附品にある、罨、帽章、天頂ビス、ツル、星ビス、小物ポケット等、これら部材品は、プラスチック、硬軟質ゴム、紙、他等の弾力性が有り、且柔軟性のある、硬度指数、 35 kg/cm^2 とし、これに取り付けられた接着剤、接着ビス等の接着耐久力をやはり、 35 kg/cm^2 で表わす時の計算式を 部材硬度指数、 $\alpha = 35 \text{ kg/cm}^2 \Rightarrow$ 簡略式 $\alpha 35$ 接着耐久度指数、 $\beta = 35 \text{ kg/cm}^2 \Rightarrow$ 簡略式 $\beta 35$ とし、

【0015】

人体に有害な外力 B (85 kg/cm^2) が、本発明品をする保護帽を被る人体頭部に、瞬時に加わった時、これら部材附品等は、硬度 35 kg/cm^2 及び、接着力 35 kg/cm^2 の力量の耐久力で、取り付けられているので、同、保護帽本体を破壊しようとする

10

20

30

40

50

る、B 8 5 の衝撃力が、これに加わった時、これらの部材品は、もろくも、 $\alpha 3 5 + \beta 3 5 = B 7 0$ の衝撃力に潰され、剥げ落ちる事で吸収され、保護帽本体には、B 1 5 の衝撃力しか伝えない計算式を達する事ができる。即ち、 $A 3 5 - B 1 5 = A 2 0$ となる。

【0 0 1 6】

それ故、衝撃力事故発生時において、人体に有害な B 8 5 の衝撃力を頭部に受けても、保護帽は無事であり、人体が吸収して、当然損傷（ケガ）すべく B 8 5 の外力も $1/5$ に軽減され、安全を得て、ケガをしなくと済む事を衝撃力学による計算式で、これを証するものであった。

【0 0 1 7】

計算式は、 $B 8 5 - (\alpha 3 5 + \beta 3 5) = B 1 5$
 $A 3 5 - B 1 5 = A 2 0$

10

【0 0 1 8】

又、人は生理学上、起きて両目を開けて、行動する時、前方、縦、横合わせて、 $1 8 0^\circ$ の視界を得る中、作業中（意識集中時）は、実質、その半分の $9 0^\circ$ 以下の視界となる事が多く、狭い従事現場におき、人は顔面近くにある突出物を見逃がし、顔をぶついたり、眼をハリガネ等で潰したりして、ケガをする場合の多いのは、

【0 0 1 9】

その科学的根拠における、動く物を見ると、人や動物の目は、視覚内角度が、そのその速度に比例する、変化し、見えていたものが見えなくなる。という、眼前における眼前死角内、拡大、拡少現象が生じる事を未だ知らぬ所であり、本件特許論文となる。

20

【0 0 2 0】

人類、人々は、未だ、漠然として、原始的に、起きて、前方 $1 8 0^\circ$ 視野内にある全ての物を、見えるものである。と過信（誤信）して、それぞれが与えられた仕事業務に携わっていたからであった。

【0 0 2 1】

眼前死角内拡大、拡少現象下における、視覚認知率を表わすのに、下記、統計率表と、説明文、計算式を以って、これらを証する。

【0 0 2 2】

人が停止し、意識を集中させる時や、無作為、無作業、他、これらの状態を踏まえ、人が時速 4 km/時 で歩行中にある時、人、視覚認知率は、上下合わせて、 $1 8 0^\circ$ 視界にある。という。

30

【0 0 2 3】

立証実験は、この時、前方 $1 8 0^\circ$ 中にあるあらゆる角度、場所から、時速 4 km/時 速度で飛び出すボールを、人は認識でき、技術力で、このボールを手足を避ける事ができる。

【0 0 2 4】

ところが、2乗による、倍速計算により、人が、時速 $1 6 \text{ km/時}$ の中に（車上にある時は、車上計測 $A \pi r^2 / \text{時}$ ）には、人の視界率は、 $1 8 0^\circ / 2 = 9 0^\circ$ 内視覚内にある。と称し、

【0 0 2 5】

立証実験は、この時、前方 $9 0^\circ$ 以外にある、あらゆる所から飛んで来るボールを認識できない。という現象が起こる。というものであった。（但し、訓練、技術力で、この現象は軽減される。）

40

【0 0 2 6】

更には、2乗による倍速計算により、 $1 6 \text{ km/時} \times 1 6 \text{ km/時} = 2 5 6 \text{ km}$ となり、 $9 0^\circ / 2 = 4 5^\circ$ 内視覚内にある。と称し、この近似速度中にある、飛行中、乗り物に乗った際、人は前方 $4 5^\circ$ 視覚内にある物体しか、認識できなくなるものであった。鳥類の両眼が編頭側面についているのは、進化の過程におけるこれら理由があったからであった。

【0 0 2 7】

50

立証実験は、256 km/時速度シミュレーター中にある、飛行パイロットには、前方45°以外にある、あらゆる物体が消え、ニアミス現象も、眼前視覚内拡少現象によって生じるものであり、この時、同時速度を得るあらゆる物体は、パイロットの技術力以外を以って避ける事はできないものとなる。

【0028】

因みに、飛行速度を256 km/時とし、これを2で割り、地上における自動車速に変え、129 km/時し、180° / 3 = 60とする時、ドライバーは、60° 視角内にある。と称し、この近似速度中にある乗り物に乗った際、人は前方60° 視野にある物体しか、認識できないものの、この時、人の手足の速度は、ハンドル、クラッチ、ブレーキを操作する上、129 km/時の瞬間俊発技術力の必要性に迫られる事となります。

10

【0029】

立証実験は言うまでもなく、この時、前方60° 以外から、飛び出すボールを認識できない事、技術量で、軽減できるものとされます。

【0030】

しかしながら、この生理事物現象には、もっと深い意味があるので、もう少し説明を加えるものであった。

人が停止し、踏み切り待ちをし、85 km/時で通過する電車を見ている時、その人が、頭脳と目で認識する、前方視界認知率は、256 km/時 ÷ 3 = 85 kmとし、180° ÷ 3 = 60° とし、前方を通過している電車に気をとられて、前方60° の範囲しか見えてはいない。という現象が起こっている事となる。(立証実験は、同意義の為、省略)

20

【0031】

人が停止し、作業現場において、16 km/時クレーンで荷を吊っているスピードを見ている時には、やはり、その人の天空前方視界認知率は、180° ÷ 2 = 90° となって、前方90° 以外に密む物体や危険物には盲目になっているものであった。(立証実験は同意義を以って省略)

【0032】

人が停止し、文字括字を読んでいる時の速度は、256 km/時の飛行速度に近く、180° を係数3で割り、60° 視覚中にあり、前方60° 以内に動く物体が入って来なければ、認識できない事になる。(立証実験は同意義を以って省略)

30

【0033】

速度	系数	計算式 (算出方法、最高出力)	速度	演算式	正面見認識度
人速	1	4 Km/時	4 Km/時	1 ÷ 180° =	180°
走速	2	16 Km/時	16 Km/時	2 ÷ 180° =	90°
自動車速	3	85 ~ 128 Km/時	85 ~ 128 Km/時	3 ÷ 180° =	60°
飛行速 (プロペラ速)	4	256 Km/時	256 Km/時	4 ÷ 180° =	45°
爆力速 (ロケット速)	5	65536 Km/時	65536 Km/時	5 ÷ 180° =	36°
光源速 (レーザー速)	6	42941809 Km/時	42941809 Km/時	6 ÷ 180° =	30°
テオリ速 (ニュートリ速)	7	E Km/時	E Km/時	7 ÷ 180° =	26°

40

【0034】

それ故、やたら薄暗く、鉄筋、針金が突出している現場や、火花が飛び散ったり、風雪、風雨、埃の多い現場。他、篠、葎の生い繁る山野に作業現場を持つ時これらの危険物等は、人の動く速度や、風による揺れ速度がある時、

【0035】

顔や眼のすぐ近く (10 cm以内) にあっても気が付かず、突き刺して大ケガをする場合において、危険物は、人体、露出物、目や顔から遠ざけておかなければならない様に設計しておく事が必要であった。

【0036】

50

その理由は、右上図に示す様に、人は二つの目を持ち、眼前の危険物を見認識するのに、眼球焦点（光点）と呼ばれる影像を結ぶ線が、被写物をして、眼から10cm以上離れていないと眼球の中で網膜が影像を結ばず、ボヤけて、物が見えなくなる。という、生体生理上にある死角現象もあったからであった。図6参照

【0037】

ところが、本発明品による、高罨や吹き返し、覆面等の附品を保護帽本体に対して一体化させ、取り付けると、あらゆる死角内にある危険物を10cm以上、人体から、隔離させておく事に、絶大な効果があり、必要時において、これを取り付け、

【0038】

視界の邪魔となり、止むを得ぬ時には、パーツ部品として、必要の無い時には、取り外しておき、やはり、本発明品である所の保護帽に取り付けられたる「保護帽ポケット」や、「ゴム網み紐」に入れ、挟み込んで置ける。という理点と、便利さを有するものであった。

【0039】

定理は、顔面安全係数をAとし、危険係数をBとする時、AからBの距離において、10cm以上の距離を保てる時、安全係数A10cmを満ちるものとし、Cで表わし、10cm以上の距離を保てない時、危険係数B10cm以内に有る。とし、

【0040】

定義は、 $A10 - B > B10 - A$ の時、顔面安全指数をCとし、

【0041】

計算式は、 $A10 - B = C$ とする。

又、この世に存在する全ての「爆発現象」には、下記に示す、「万有爆力の法則」公式、 $X + Y = Z$ にある一定の法則が成り立ち、定理は、

【0042】

爆力第一次攻撃を、現在認識されるニュートリノ、 Ω で表わし、 E 秒、 Ω 速、 Ω 。
 爆力第二次攻撃を、現在認識される光粒子速度 X で表わし、 430000 km 光速 ψ 。
 爆力第三次攻撃を、現在認識される光粒子同出力抵抗 Y で表わし、 430000 km ψ 速 T 。
 とする時、

【0043】

第一次爆力にある、ニュートリノ Ω は素粒子を主体とし、速度Eを主体とし、速度が早すぎて、あらゆる物質を通過する為、本件課題から削除されます。

【0044】

しかしながら、第二次爆波ある光粒子速 ψ は、電磁力を含む、光粒子をして、同出力を持つ、あらゆる抵抗体Tと被爆衝突する時、光と熱を消耗させ、動力を生み出す時、被爆物は、ワープによる衝突を得、働かせる時、電撃、若しくは、抗力にある、第三次衝撃力を受けた。という。立証実験は、無線の受信原理。

【0045】

この時、被爆者となる、人、生物体内にある、同出力の電磁波を発生させる細胞、ロドプシンは、熱、光、動力を発生させ、各、成長を促がし、動力を、各栄養物と結合して、各筋力へと伝えてゆきますが、限界指数を越える時、多くの熱量、光粒子を放出させ続け、無駄な熱量は体外に放出させ続ける物となり、

抵抗体となるロドプシンは、同出力以上の電撃を受けると、生体機能にあらゆる症状、障害を起こし続け、やがて細胞は保護されぬまま、枯死滅させ、

人は、日差しを得て、熱中症、日射病を併発させるままに、老化現象を激化させます。

【0046】

その時、これら（太陽）爆力攻撃による電粒子から、人体細胞を保護すべく、あらゆる保護具、保護帽の形状が、これら科学的根拠における理論の是非を認知せぬままに、考案され続ける現状を踏まえる時、使い勝手が悪く、効力の無い物を含めて、殆ど利用されな

10

20

30

40

50

いものであった。そこで考案された、本発明品は、

【0047】

「保護帽」、「シコロ」「ツバ」を一体として、その表面積が科学的に増える事に有り、その事で、冬期は保温効果が高まり、体温の保持に役立つものであり、

【0048】

夏期においては、シコロ帯一枚づつに、それぞれ折り目をつけたギャザーをする、用途穴、通気孔が有り、シャールの法則を得て、自ずと、シコロが空冷式ラジエーターとなり、ボイル、シャールの法則を得、保護帽内に貯まる体温昇熱を保護帽頂点に開けられた、天頂ビス孔から強制排出し、冷却するので、日射病、熱中症等、夏期業務中多発する、これらの被災病を大きく緩和する事ができた。

10

計算式（ボイル、シャールの法則）

高気密温度帯をBとし、低気密温度帯をAとする時、BはAに流出する。

定理（夏期） $A > B =$ 外気温度以下となり涼しい。公式（夏期） $A > B$

（冬期） $A < B =$ 外気温度以上となり温い。 （冬期） $A < B$

【0049】

又、風雨、風雪の強い時の作業者の顔、頭、頸部を保護し、シコロ帯のバックルボタンが外れ、各シコロ帯がバラバラになって壊れるのを防ぐ為、各シコロ帯に開けてある、用途穴に飾り紐を結え付け、シコロ全体の破壊を防ぎ、これを頑強に補強する場合もあった。

【0050】

そして、シコロ帯、各それぞれの両端には、鉤、ボタン、ファースナー等が予め取り付けられているので、風雪時、埃の多い現場、溶高炉、他、火花の飛ぶ溶接現場においては、その有害な被災物から顔面を保護する為、

20

【0051】

一枚布や、それに附着する、硬質材で作成された、顔面マスクに設けられた、ボタン穴、鉤受け穴、♀ファースナーで受け留めるに為し、

【0052】

必要時には、防護布を一枚布にして顔面をすぐに覆い、不要時には、取り外し、保護帽に取り付けられている、本発明品である、小物入れポケット、ゴム網み紐等に入れ、挟み込んでおける簡単さを有しているものであったが、

30

【0053】

防護布をする顔面マスクの鼻と口の当たる部分には、呼吸むれを防ぐ為、無数の小さな通気孔を用けておくものであった。

【0054】

そして、主に人体、肩部を保護する、肩当てだが、主として、厚布地製品で作成される物であって、夏期時、これに水分を含ませるのと、気化昇華熱吸収現象が生じ、人体首筋に冷却効果を発生させ、熱中症を軽減させる効果があり、

【0055】

落下飛来物や、第三者の暴行が、之に打撃する時、大陽熱で焼けた鉄材をこれに担ぐ時、弾力性が有る、熱温度を避け、人体肩部を保護し、従来、鉄筋職人は、これらの被災事故を防ぐ為、ぶ厚い鳶服を着、

40

【0056】

ゼネコン、企業施工主等が、炎天下の中、これらを着用する事を義務付けして、逆に熱中症を引き起こしている場合もあった。夏期、薄着の上に、肩当てだけをしていれば、最良の服装である。という事を、本発明品は物語っていた。

〔課題を解決する為の手段〕

【0057】

論理、演算式が為され、計算式を以って立証されるものとする。

【0058】

前記される、狭い土木建設現場等で働らく従業員が被る保護帽、肩当ては、ビディ、足

50

場等に衝突し、衝撃を受ける事が多い。 $\Rightarrow B = (a + b + c)$ である。

【0059】

実例において、狭い足場、ビディの中を走っていた作業員が、頭上、すぐ上に突き出した死角野の突出物に気が付かず、衝突し、後のめりに倒れ、脳しんとうを起こし、気を失って、救急車で病院に運ばれて行くものであった。保護帽には傷が入っていた。 $B = (a + b + c) > A = (b + c)$ であった。

【0060】

その原因は、現在の工専力学技術において、衝撃（吸収）力学にある。製品に対して、被害者の被災時において、その最強とされる、第一次衝撃力が無視され、第二次衝撃力とに分解、二分させる考え方を未だ

10

【0061】

第一次、第二次衝撃力を、やたら、ツルツルして、凸凹をつけた、従来にある保護帽全体にのみ、これを受け留めさせ、吸収させる考え方に留まり、 $B > A$ とし、近歩せず、

【0062】

衝撃被災事故発生時には、第一次衝撃力を本発明保護帽付品が、潰され、吸収し、分散させ、 B の中の a と b 要素が減少し、 A の中の B と C の強度が強まる演算式の元に $A = (b + c +) > B = (a + b)$ になり、 $A > B$ の安全係数を得る事が出来た事を計算式により、立証されるものであった。

【0063】

それ故、肩に引っ掻かりのある重量材をかついでいて、衣服に纏り付き、バランスを失

20

【0064】

被害者の肩から、面テープ等によって貼付された肩当て布が、重量材と共に剥れ落ちれば、被災を受けなくとも済んだ実例であった。計算式は下記。

【0065】

定理は、第1次衝撃引力要素を $A = a$ とし、第2次衝撃面テープ吸着力を $B = b$ 、第3次衝撃引力に対する最大抗力を $A = c$ とする時、

第1次衝撃危険引力要素を $B = a$ とし、第1次衝撃面テープ吸着力を $B = b$ とし、第3次衝撃危険引力に対する最大抗力を $B = c$ とする時、

定義は、 $A = (a + b + c) > B = (a + b + c)$ の時、安全係数は得られる。

30

公式は、 $A > B$

【0066】

又、摂氏 $4300000000^{\circ}\text{C}$ にある、光粒子力量が、大気中水分、人の汗、そして、本件、発明品、肩当てに含水する H^2O 原子に第二次衝撃力を以って、衝突し、電子融合反応し、 $-4300000000^{\circ}\text{C}$ の変換される熱量を発散させ、起爆した時、 O^3 原子を同時形成し、オゾン、昇華熱吸収現象を 0°C とし、 $\Rightarrow E^2 = n$

【0067】

生物、(人体) 表皮は摂氏 0°C のオゾン皮膚が生じ、人体内外に同時に発生する余熱は、冷却効果を得て安全とされ、安全係数 A が示される時、その要素は、危険係数を同意議

40

とし、その要素は、光粒子エネルギー 4 を a とし、水原子 H_2O を b とし

人体オゾン層他を、抵抗率 C で表わす時、生物体(人体)に含水量が多い事により、より多くのオゾン皮膚層を作り、安全係数内に留まる。ものとし、

【0068】

オゾン被膜体を作れない物質構造体は、光粒子の侵透により、爆裂を即、開始し、大量の酸素原子を放出し続け、分子構造を変化させてゆくものとなります。

【0069】

万有爆力の法則にある、これら、光粒子爆発理論から、酸化爆発理論は誤認。(簡素化説明理論：光粒子の発生に酸素が集生する。)

【0070】

定義は $A = (a + b + c) > B = (a + b + c)$ となり、安全係数 A となる時、公式は A

50

>Bとする。⇒Bの多くは活性酸素となる場合が多い。

【0071】

日射、熱中症原因は、生物、生体理論上、 $B > A$ の時生じるものとし、特に人体脳細胞中に多くある、電子発生細胞ロドプシンの光粒子による、ワーブ衝突、発熱破壊ダメージの多い時脳機能障害を発症させる。と現時点において考えられる。(立証実験は、無線工学中において、無線業務中、ザーザーと雑音が混入し、耳鳴りがし、TV等の眼前影象が見えなくなったりするハウリング現象と同意議。)

〔発明の効果〕

【0072】

近年、夏期がいやに暑く、作業中休憩もままならず、保護帽の下に、罎の高い布製の帽子を被ったり、汗を吸い取らせる為、タオルをしのばせる事、保護帽内の通気性を悪くし、日照熱を得るべくを得て、

【0073】

考え無しに、やたら、保護帽本体に、通気穴を取り付けて、雨水を侵透させたり、庇を取り付ける為、体温熱を故意に高め、冷ます結果を得る、従来概有する進歩しない技術力にあつて、これを招いていた為、

【0074】

保護帽内の体温を異常に上昇させたり、冷ましたり、健康を害し、作業効率を悪くし、作業場内で、バタバタと作業員が倒れる有り様であった。偶発性昇降熱群症。

【0075】

本発明品は、この様にして生じる、ボイル、シャルの法則に基づく、一定の気密温度をそのままにして、保護帽本体に、空冷式空調ラジエーターとなるシコロ部材品を取り付ける事により、

【0076】

本、万有爆力の法則に基づく、 $430000000^{\circ}\text{C}$ 、日照、(光粒子)第二次爆波(ワーブ現象)をシコロ空調孔に開けられた隙間から反射的に之れを取り入れ、保護帽内の汗(蒸気)と働かせ、 $-430000000^{\circ}\text{C}$ の化学結合冷却温度を作る時、保護帽内に O^3 オゾン層が出来、天頂ビス孔に開けられた通気孔から、熱風等を気流によって、強制排出し続ける時、光粒子第二次爆波その物を遮断する為、(立証実験は、保護帽内にオゾンが多発する。)

【0077】

脳細胞、ロドプシンの、被災を防ぎ、日射、熱中症、偶発性症候熱被災発生を妨止する事が出来たので、暑中、寒中におき、いかなる環境にあつても、保護帽を被り続ける事が出来た。

【0078】

飛来、衝突被災実験を為し、 $A > B$ の公式の元、その衝撃力を $1/5$ 以下に軽減し、被る保護帽の強固さを知り、

【0079】

転倒、落下の際、シコロがクッションとなって、後頭部を強殴しなくとも済み、

【0080】

主に、裏日本海側における冬期の雨天、風雨作業時に、シコロを一段構えに組んだだけで、雨水や雪が、カッパの襟首に滴たり落ちて中に入らず、後頭部の髪の毛を濡らさず、カゼをひかずに済んだ。

【0081】

夏期暑中昼時に、シコロを3段構えにすると麦ワラ帽子の様に、涼しくて、快的であり、暑中、暑苦しさの為、保護帽を脱がなくとも済んだ。

【0082】

そして、暑さも収まった頃、シコロ帯をバラバラに取り外して、保護帽に取り付けられているポケットに収納して置く事が出来、便利が良く、シコロ帯も紛失しなくとも済み、

【0083】

10

20

30

40

50

面テープで取り付け、取り外し自在になる。保護帽ポケットには、その用途に合わせて、種々な型の製品が有るので、サングラスや、コンベックス等も入れて置く事が出来、保護帽に、ポケットを付ける事自体、世界的に、今までには無かった大発明であり、衝突、衝撃、落下被災に遭った際には、これが、バンパーガードとなり、衝撃力を尚も吸収し、潰れて、剥げ落ちた事で、頭部の痛みは無かった。

【0084】

人命救助隊で吹雪の中、救助活動をする際、高罈のパーツ罈が高く、一枚布で覆う事の出来る顔面では保温が保て、吹雪が止んだ際には、覆面をゴム組み紐で作られたヘルメット部分にすぐに狭み込む事が出来、取り外し、取り付けが容易で、大変な便利を得る事が出来た。

10

【0085】

又、あらゆる、土木、建築作業をする時、頻繁に使って、出し入れする、ペン、チョーク、コンベックスもジャマにならず、出し入れが、便利で、重宝した。

【0086】

特に、太陽の照り付ける夏期、レールや鉄筋取り付け作業時に、頭部は涼しく、肩に水分を含んだ肩当てをし、これがかつぐ事が出来る為、余分なトビ服は着なくとも済み、半袖に、肩当て、皮手、手甲の軽服装作業に従事出来、不思議と、日射、熱中症で倒れる者もなく、仕事を効率良くはかどる事が出来た。

[発明を実施する為の形態]

【0087】

保護帽とシコロ全体に薄いゴム被皮を貼布すると、太陽第二次爆波を脳細胞ロドプシンが受信しずらく、高電圧作業所における作業員の誘電防止にも望ましい。

20

【0088】

保護帽前面部にコンベックス、若しくは、サングラス入れポケットを付け、右側面部には、ペン、チョーク等、小物入れポケットを取り付け、左側面部には、携帯電話（多目的用途、別発明）集納ケース入れを取り付けるが、この携帯電話ケースには、本発明品となる、薄い被皮を貼布する。

【0089】

シコロ第一段目帯には、シコロ第二段目、シコロ第三段目収納ポケットを設置する。

[実施例]

30

【0090】

本考案は昔の日本国家固有の鎧兜を模しており、勇しい鳶服を着た人員が多くこれを着装し、各、それぞれに割り当てられた現場で、朝、朝礼をしている素形は、見る者の目に勇壮果敢さながらに昔しの旗指物を立て、布陣している、武者行列の美しさを影観し、3K業、（汚い、きつい、危険の頭文字）にある、土木建築業の従業員の夢をかなえ、例いいくつになろうとも、作業保護具にロマンを感じ、

【0091】

又、これに対し、ペンテングし、プラスチック等を膨らませ、あらゆるデザインを施こしたポケットを装着すると、現在、SF世界の宇宙飛行士が被る様な洗練された格好の良さを得る、ヘルメット、バンパーガードを為す、多目的ポケットを得るままに、

40

【0092】

宇宙基地の中にでも入った様な、ハイテク技術の推位の中にある様な原発施設内においても、本発明のヘルメットを被る人員の素形は、科学アニメ空間劇に出て来る様なヒーローにも見えるものであった。

【0093】

本保護具品を100個程、試験的に作成し、各、主だった、作業従事者に装着してもらい、それぞれ意見を聞いた。その結果、

【0094】

作業現場におき、保護帽がビデオ足場等に衝突しても、保護帽に取り付けられた衝撃吸収付品が、それら過大なる衝撃力を吸収し、バンパーガードとなる事によって、人体頭部

50

が受けるダメージが少なかった。

【0095】

又、風雪、雨天時の冬期間、ツバが高く、顔に風雨が当たらないので、顔の温み（保温）を感じた他、

【0096】

シコロを付けた保護帽では、雨水が垂れ落ちて、カッパを着た襟元に侵入する事もないので、カッパの帽子を被る必要もなく、ヘルメットのみかぶる事で、作業が出来、肉体労働をしていても、通気性が良く、むれる事もなく、

【0097】

夏期においては、シコロの満幅を増やす事において、シコロ帯が空調を為し、空冷式のラジエーターとなり、多大な通気性を生じさせるので、ムギワラ帽を被った様に涼を得られるので、一日中、これを被って仕事に従事しても苦にならなかった。

〔産業上の利用可能性〕

【0099】

本発明品は、骨子素材を主にプラスチック製品としている為、金型を一つ作るのに大体500万円程かかるが、金型を作れば、後は、何十万個を得る大量生産が可能であり、一個当たり1円50銭から3円50銭の小費コストで出来上がるものであった。

【0100】

本発明品のニーズは、主に好天候の続く、日本国内における、表日本海側ではなく、専ら、一年のうち半年は、悪天候の続く、表日本海側の肉体労働者層、ワークマン、ホームセンター、作業着屋に需要があり、

【0101】

冬期、雪吹、みぞれ、雨天候の続く期節において、消費者は、従来のにある保護帽、ヘルメットにあって、後髪のビショビショになる不快さから、大量にえられ本発明製品を買いたい続けるものとなり、薄物製品であり、壊れ、破損する事も有り、無限に買い求めるものとなるので、産業上利用価値の高い物品となった。

【0102】

その様にして、冬期稼業時期を終え、夏期暑時になると、その暑さと疎しさから、ともすれば、脱ぎ捨てたくなる、本件、保護帽にあっては、シコロ満幅を増やす事により、ムギワラ帽を被るが如く、涼を得られるので、暇業期は、ほぼ無くなり、生産さへ追いつかなくなる。と思われまます。

【0103】

これらは、やがて口伝えに伝えられて、次第に表日本海側の、これら需要店に流入して来る様になる。と思われ、やがては世界的な、大ヒット商品になると思われる次第は、帽子、保護帽に、ポケットを付ける発想はなく、世界的な、大発明にあったからです。

【0104】

それは、急速に膨れ上がり、延び続ける携帯電話の急成長から、現在の衣服のポケットでは間に合わなくなっている事への現われであり、そのじゃまになる度合と、置き忘れする度合の高さから、裸の携帯電話の首吊り紐が流行しだしている

今日、この頃、これを、その頭の上の帽子の固い庇の上にポケットを作ってこれに入れるという物の考え方が未だ、全たく無く、本発明品の一課題となっており、老眼鏡も、サングラスも置き忘れを防止する事が出来たものであった。

【0105】

それ故、東電、関西電力をして、原発、他、高電圧を行務する、大手電気業務社にあって、従業し、誘電し易い携行品の中のトップは、携帯電話であるが、その都度、使用目的回数の多い為、携行を余儀無くされ、使用している時には、意識眼中に有り、感電事故を起こさないものであったが、

【0106】

使用せず、忘れて、無意識中、携行時に、多いにして、電撃誘電被災事故を起こすものであった。それは、人体内にあって電気の良導路となるロドプシン細胞他、携帯電話が強い

電波を受信している時に、あらゆる強電子は、それに向ってワープ電撃を開始するものであった。汗をかいている時の人体では、ロドプシン細胞が最も活性化していたからであり、水分良導説にはいささか誤りがある。電粒子は、目的物（同周波電磁粒子）に向って推進するからであった。

【0107】

この時、本発明品である、ゴム被皮が張られているヘルメット、ポケット内に、プラスチック容器を骨材とする、ゴム被皮で覆われている、携帯電話収納ケースに入っている携帯電話が、誘導ワープ電激を受信したとしても、

【0108】

ゴム張り、プラスチックヘルメットが、これを阻止するので、汗をかいた布服ポケットにこれを入れて被災した時とは、全っく違って、安全性の高い事から、高压電業に携さわる大手電業社は、利用価値の高い物として、必要に迫まれて、必ず購入し続けるものとなります。

【符号の説明】

【0109】

A 1は、シコロ帯、第一段目の両端を丸めて作ります。

A 2は、シコロ帯の両端に鈎フックを、それぞれ各一本づつとり付けておき、これらが組み立てられて、作業に使用される時、防護マスクの必要時に、これに引っ搔けて使用するものとなる。

A 3は、シコロ帯第一段目と、保護帽をビスで留めつける、留め具。

A 4は、第一段目、第二段目、第三段目の各シコロを連結するペニスボタン。

A 5は、第一段目シコロ帯、A 6は、第二段目シコロ帯、A 7は、第三段目シコロ帯

A 8は、第一段目シコロ帯とヘルメットを連結するビス。A 9は、ボタン受穴。

A 10は、夏用の通気孔を多く作るペニスボタン。A 11は、冬用ペニスボタン。

A 12は、防護覆面布とシコロに取り付けられた鈎フックを連結するボタン穴。

A 13は、シコロ帯一本づつ、それぞれに取り付けるギャザーであるが、格好が良く、兜のシコロらしく見せかける工夫の他、このギャザーがあるとシコロ内に空気抵抗が生じて、空冷式ラジエーターの効力を増加するものとなります。

A 14は、用途穴と称し、通常は、穴は無く、塞さがれておりますが、箸の柄で押すと、ポコリと穴が開く様に作られると望ましい。夏期、暑中、どうにもならなく、蒸す様な時、この用途穴を全開すると、最大に涼がとれる他、風の強い時、飾り紐で各シコロ帯を連結すると、シコロがバラバラになって壊れなくなる。

A 14は、用途穴と称し、炎天日照のひどい時、これに穴を開け、通気孔を作り、風の強い時、この穴に飾り紐を通してシコロの連結を強化させる。A 15は、ギャザーと称し、シコロ内部に貯まる、空気の流通をらせ、シャール熱を多く発生させ、シコロの空調機能を強化させる。

B 1は、天頂ビスと呼ばれる部材で、保護帽の頂点に開けられた、雨水除けの目的を得て、外側に覆う様に被せて、取り付けられる部材であって、形状は、現在使用されている乗用車のホイールカバーに似ているが小さく、頭型半円盤状の硬質素材を用いて、作成され、脚裾には、ギザギザに孔を用いて、ここから、保護帽内に貯まったシャール熱を一気に逃がすものであり、風雪、雨天の際には、スライド式で一まわり大きな、重ねられて回転する外側の天頂ビスを回わして、一まわり小さな、重ねられた内側の天頂ビスの開けられた裾のギザギザ孔と互い違いにさせ密卦を作り、雨水の侵入を防ぐ。図11、12、13を参照。

B 2は、硬質材（主にプラスチック材）で作られた多目的用途（主に携帯電話入れ）収納ケースにゴム被皮を覆わせて、作られたものであり、特に高压電気工事に従事する作業員必携の容器となり、これに、携帯電話等を入れ、ゴム張りのヘルメットに取り付けて、携行すると、高压電気工事現場において、誘電による電激を受けづらくなり、事故災害を激減させる事ができる事と共に、山野、ゴルフ場、河川吊りレジャーをする避雷針の無い様な所でも、雷被災を受けなくとも済

10

20

30

40

50

B 3は、主に携帯電話を入れた多目的用途収納ケースを保護帽に取り付け、携帯する取り付け具だが、これにより、携帯電話がジャマにならず、置き忘れも減少した。

B 4はヘルメット後頭部に取り付けられる多目的用途収納ケースであり、雨水が貯まらない様に底部に穴を開け、主に覆面布等を入れて置く事が便利であった。

B 5は、老眼鏡、サングラス、眼鏡、保護眼鏡等を入れて置く事が便利。

B 6は、保護帽正面に楯の様に立てて置き、この裏表で会社章を付けて置き表章し、主に正面から飛来する被災害や、特例として、溶鉱炉等、高熱作業現場では、ヘルメットにかかる高熱を遮断し、之れを前に倒して、使用する時、高熱の顔面を覆う庇となり、溶鉱炉現場のみならず、強い日射し除け、葎、茅の生い繁る山野の伐採現場等において、眼部保護に役立つあらゆる便利に供給した。テオリー26号罈。 10

B 7は、保護帽内に貯まった、シャール熱を、ヘルメットに開けられた穴の上に、被せられた、天頂ビスの据孔から強制排出される示を示したものである。

B 8は、いかなる現場においても必ず必要とされるを想定するペン、入れケースや、少し太めの石筆、ペンチョーク、ボールペン入れケースを用け、取り付け、

B 9は、主に作業現場で必要となると思われる、眼鏡、保護眼鏡、巻尺を示す。

B 10は、覆面をした際、呼吸が楽に出来る様、通気穴を用いた硬質材で鼻部を高くした覆面布保護を使用した図を示している。

B 11は、覆面保護具の通気孔を示している。テオリーくん、27号覆面

B 12は、溶鉱炉、溶接等作業中に発生する火花を厚地布で作られた肩当てで避ける事示した図であるが、作業着に取り付けられた面テープと肩当て裏面に取り付けられた面テープの接合で構成されているものであって、炎天下、日照時における別作業においても、薄着、軽装で、水を含ませた、この肩当てを付けて作業すると、仕事が楽になる。この肩当ては、通称、テオリーくん22号肩当てと称します。 20

B 13は、普通の保護帽

B 14は、普通の保護帽にゴム被皮を張り合わせた物。

B 15は、ゴム、プラスチック金属製等で作られた、星ビスと称する部材であり、衝撃被災を受けた際、潰れて、剥げ落ちる事で、その保護帽に加わる衝撃力を1/5以下に吸収し、緩和させる装備品。

B 16は、ゴム、プラスチック、金属製等で作られた星と称する部材であり、衝撃 30

被災を受けた際、潰れて、剥げ落ちる事で、その保護帽に加わる衝撃力を1/5以下に吸収し、緩和させる装備品。

B 16は、硬質素材（特にプラスチック素材）で作成された多目的用途集納ケース（特に携帯電話収納ケース）の表面にゴム被皮を貼布し、

B 17は、面テープであり、本発明附品の接着効果を高める為に用いる。

B 18は、ゴム製で作られた♂ボッチ溝構であり、

B 19は、ゴム製で作られた♀ボッチ溝構であって、多目的収納携帯電話ケースの内側に取り付けて置くと、水中投入実験結果、一時間以上の水流侵入透を阻止するものであった。

B 20は、多目的収納携帯電話ケースの内側、上下に空気胞付きビニール空気胞素材品を丸めて入れて置いてから50M高所からこれを落下させる実験の結果、中の携帯電話（機能）は無事であった事を証するものである。即ち、本発明品の保護帽・ヘルメットに、本品を装着、装備して、まちがって、高所から落下させても相当な外力にある衝撃力を之に受けたとしても、内身の安全性が保証されるものであった。 40

B 21は、山野、原野、を登山等のレジャーをする時、熊除けになり、常に自分の位置所在が分かり、集団行動から外れる事なく、遭難防止となる鈴。

B 22は、緊急時や、遭難時に常に携行されており、有効力を発揮する呼子。

B 23は、本発明品多目的用途使用ケースに附随する灰皿であり、内側に銀箔を貼る。

B 24は、日常の見出並みに役立つ鏡であり、常に携行される可能性が立く、遭難等被災に遭った際、太陽の反射を応用し、自分の所在地を示し、救助活動に役立つものとなる 50

。

B 2 5 は、天頂ビス空気孔を備えた保護帽に、布、紙を貼布している。

B 2 6 は、天頂ビス空気孔を備えた保護帽に、紙を貼り、その上に銀箔を貼った物だが、本特許論文中にある万有爆力の法則から、太陽の持つ光粒子電子力は、銀箔の独自に持つ電磁力に吸引され、第二次衝撃力を、これに与えるが、銀箔の独特に持つ電磁力が飽和する時、第二次衝撃力を持つ光粒子電子力を跳ね返す為、この素材を貼布する、保護帽を始めとし、あらゆる物体は、光粒子がそこにある限り、その熱量を一定として、温度を上昇させず、

これを、保護帽に貼布したとしても、光粒子を乱反射させる為、やたら目立つが、見る者の目に眩しくない。とする、特徴を発揮させるので、学童等を交通事故から守る保護帽 10、他、鉄道、道路工事作業をする作業にも勧めたい発明品であった。

B 2 8 は、強制流入する冷風。B 2 8 は、袋を締める紐、若しくはゴム紐。

B 2 9 は、布若しくはビニール他で作られた巾着袋に張り付けるワッペン。

B 3 0 は、布若しくはビニール他で作られた巾着袋に取り付けるポケット。

B 3 1 は、布若しくはビニール他で作られた巾着袋に作られた保護帽カバー。

B 3 3 は、綱や、ゴム編み紐で作られた保護帽附品更強締め付けカバーだが、ポケットにもなり、被災衝撃時、独自で弾力のあるバンパーガードになる。

B 3 4 は、西洋ナチス、ドイツ型アーミーヘルメットのに、細い切り込み溝をシコロ帯隙間状に作り、内側から細目綱を貼って、空気抵抗を故意に作る（日本型ヘルメット、ギャザーと同意義）と、保護帽内空調冷却は高まる。 20

【図面の簡単な説明】

【0110】

【図1】 シコロ帯、三段構えの部材を解体し、内側から見た図。シコロ帯の素材は、学生服の襟カラーに使う素材や、プラスチック、芯地、鉄製等で作成されます。

【図2】 シコロ帯、組立完成予定図、通称テオリーくん21号シコロ。

【図3】 シコロ帯の連結方法測面図であり、ボタン、他ペニスボタンをワギナ穴に差し込んで連結するやり方を示す。ペニスボタンは夏用で通気孔が多く取れる。

【図4】 シコロ帯の連結方法測面図であり、ボタン、他ペニスボタンをワギナ穴に差し込んで連結するやり方を示している。ペニスボタンは冬用で、通気性が無い。

【図5】 シコロ帯、両端傍に取り付けられた鉤フックと、妨護布両端傍に取り付けられた鉤フック穴の配置を示し、これら留具で両者を連結する。 30

【図6】 危険物が眼前、10cm以内に入ると、眼前死角現象が生じ、見えなくなる事は危険物が目の網膜に写らなくなるからであった事を示す図。

【図7】 本発明、兜型保護帽、通称、テオリーくん20号兜の取付附品配置利用正面図

。

【図8】 本発明、兜型保護帽、通称、テオリーくん20号兜の取付附品配置利用左面図を示しており、保護帽の正面に長鐺を立てており、必要時に倒して利用する図。

【図9】 本発明、兜型保護帽、通称、テオリーくん20号兜の取付附品配置利用右面図を示しており、主として溶鉱炉、粉塵、溶接作業をする時の仕度となります。通称、テオリーくん22号肩当てが、同伴で示されています。 40

【図10】 天頂ビスとヘルメットの連結部を縦て割りにした断面図であり、保護帽の頂天に開けた空調孔から、雨水除けに、その上に被せた天頂ビスの裾にある空調穴から、シヤール熱を強制排出させる、空気の流れ図。

【図11】 雨天候時、天頂ビスと保護帽の間に開けられた裾穴から、雨水の侵入を防ぐ為天頂ビス同形より一回わり小さな天頂ビスを上下二枚重ねにし、回転させる時、裾穴が、開いたり、塞がったりできる様に工夫した二枚重ね天頂ビスの図

【図12】 二枚重ねの天頂ビスを右回転させて、空気孔を閉じた図。通称、テオリーくん23号空調器。

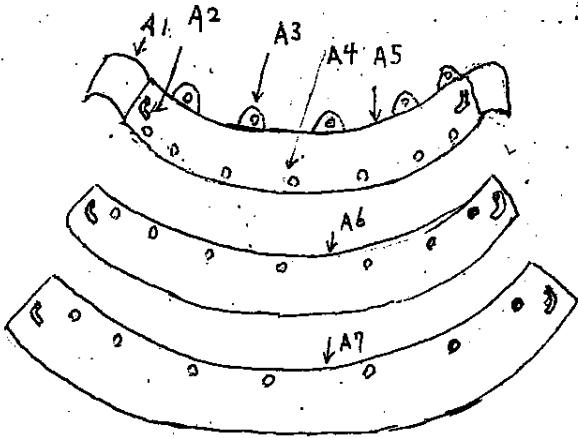
【図13】 二枚重ねの天頂ビスを左回転させて、空気孔を開いた図

【図14】 保護帽に本発明品を装備した図であるが、前面高鐺を立てた図。テオリーく 50

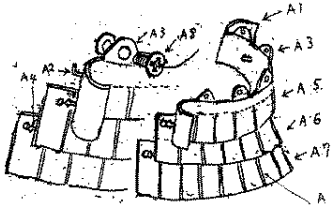
ん24号罽

- 【図15】 保護帽に二枚重ねのシコロを装着させた図。
- 【図16】 保護帽に二枚重ねのシコロを装着させた図。特に暑い夏時に有効となるが、デザインは、その場によって専攻されるものとし、この図では無視されます。
- 【図17】 普通の保護帽にゴムキャップを被せた図。。テオリーくん25号キャップ。
- 【図18】 昔の日本の兜をデザインし、本発明装備を施こした図。
- 【図19】 普通の保護帽に3段構えのシコロを装備した取り付け図。(但し本品は3段構えのシコロを正調とするものではなく、一段構え、二段構えと、現場合わせとす。)
- 【図20】 鍛冶装束の簡素化図だが、従来の技術にある袋包みの頭巾を被った上で、保護帽を被る暑苦しい装備から脱却し、一枚布の装備で済む事を示している図。 10
- 【図21】 硬質素材(特にプラスチックで製作された素材)の表面に、ゴム被皮を施こし、本発明論文にあり、携帯電話(特にバッテリー)内に発生する電磁力による第2次電波による、第3次誘撃電力を阻止する効果があり、高圧電気工事や雷被災予妨になり、これら災害から携帯電話や、それを携帯する者を保護する事が出来る。他、これに携帯電話等を入れて(ジャマになる時、腕時計等を入れる。)本発明品のゴム貼りのヘルメットに入れて携帯すると、あらゆる誘電物は置き忘れもなく、安全な物となった。又、空で之を保護帽に付けて置くと保護帽の安全性を高める。しかし併ら、本発明品の多目的用途使用ケースの実体実験の結果、空気泡ビニールを入れた携帯電話を入れ50Mの高所から落下させる実験結果、中の携帯電話は無事であり、水中にこれを自然投入させて、一時間余、水濡れをしなかった事への安全性があるものであった。(大西真実、平成15年8月6日 20 特許願申請参照。)
- 【図22】 硬質素材(特にプラスチックで製作された素材)の表面に、ゴム被皮を施こし、上同文章の説明を同じくする多目的用途使用携帯収納ケースだが、蝶番型式のものとなる。
- 【図23】 図22の説明と同じ。
- 【図24】 天頂ビス等、空調設備を用けた保護帽にチーター模様等毛皮を被せた図。
- 【図25】 天頂ビス等、空調設備を用けた保護帽にジャガー模様等毛皮を被せた図。
- 【図26】 普通に現在概有する保護帽
- 【図27】 天頂ビス等、空調設備を用けた保護帽にターバン、布等を被せた図。テオリー 30 ー27号ターバン。
- 【図28】 天頂ビス等、空調設備を用けた保護帽に銀箔を被せた図。テオリー号断熱28号キャップ。
- 【図29】
- 【図30】 天頂ビス等空調設備を用けた保護帽に、毛皮、ターバン、布、銀箔、紙、ゴム被皮等を施こしたそれら風雨に弱い素材を、悪天候から保護し、本件発明の同一目的を得て、これに耐水性のビニール材等で作られたポケット、ワッペン付きの発明されるカバー等を便利され、衝撃、被災時には破れ、剥げ落ちる事で、本発明の目的を同一とする被災防止装置を一体化させた一つの保護帽を示す図。テオリー29号巾着キャップ。
- 【図31】 天頂ビス等空調設備を用けた保護帽に、毛皮、ターバン、布、銀箔、紙、ゴム被皮等を施したそれら風雨に弱い素材を、悪天候から保護し、本件発明の同一目的を得て、これに発明される、綱、若しくは、ゴム綱状のネットカバーを覆い被せ、便利されるままに、硬強され、衝撃、被災時には、貼布下地素材の補強し、弾力性を得て、本発明の目的を同一とする被災防止装置を一体化させた一つの保護帽を示す図。テオリーくん30号綱キャップ 40
- 【図32】 西洋、古代ローマ型空調冷却装置付アーミー保護帽。

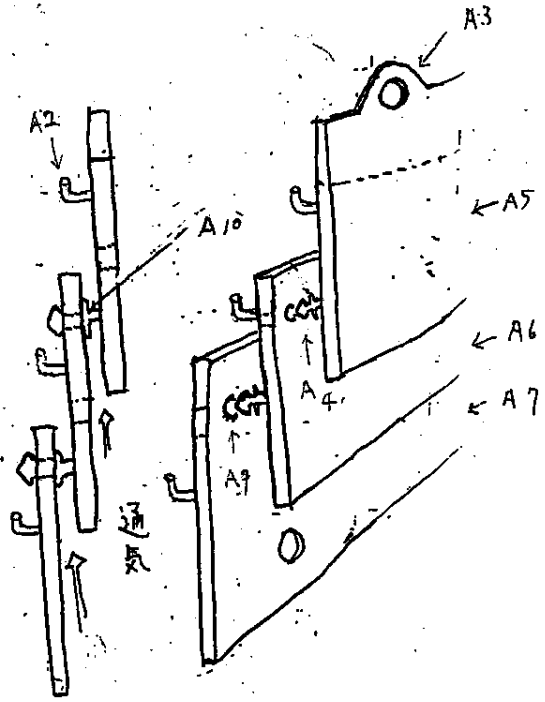
【図1】



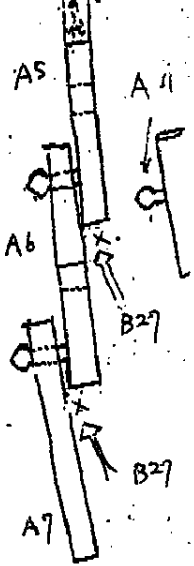
【図2】



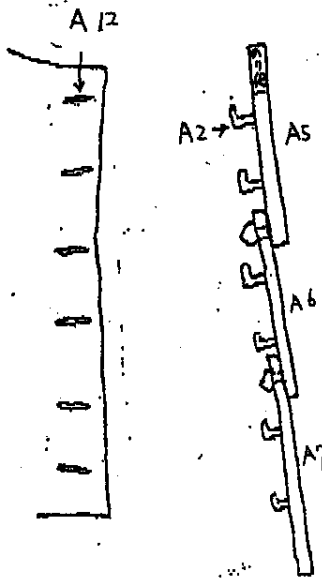
【図3】



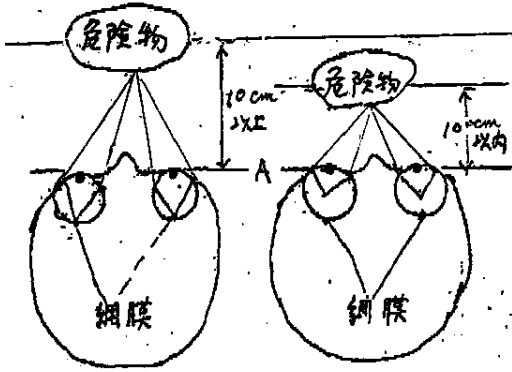
【図4】



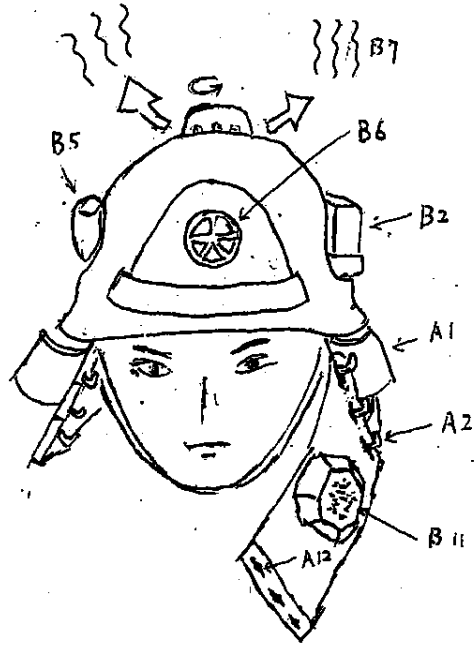
【図5】



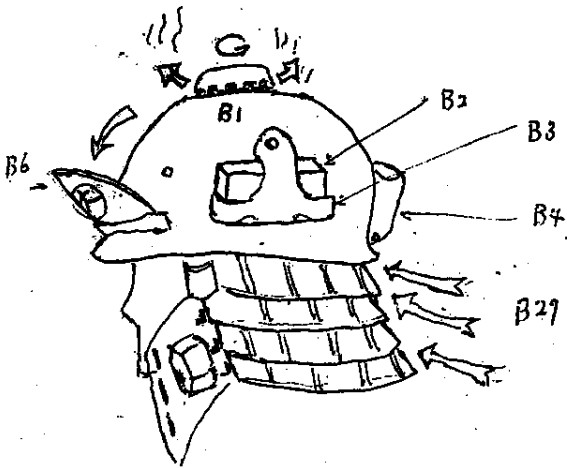
【図6】



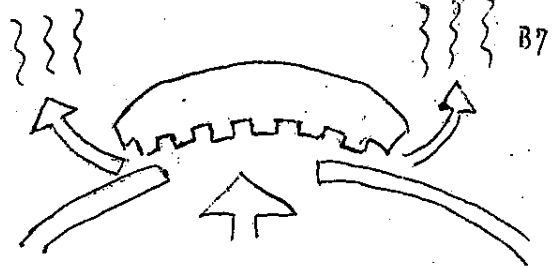
【図7】



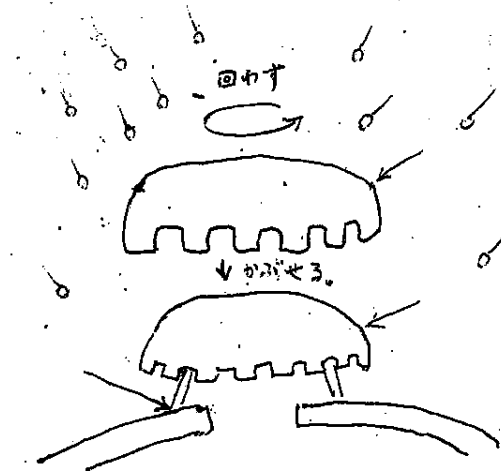
【図8】



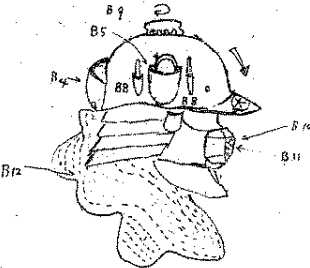
【図10】



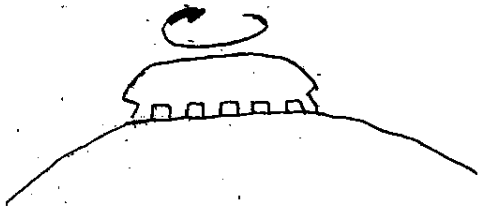
【図11】



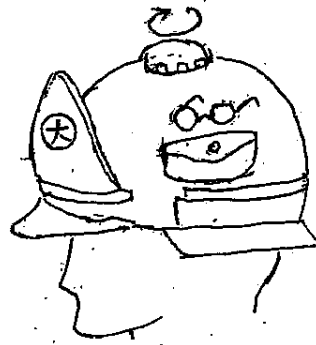
【図9】



【図 12】



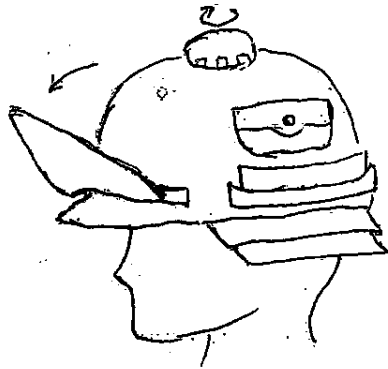
【図 14】



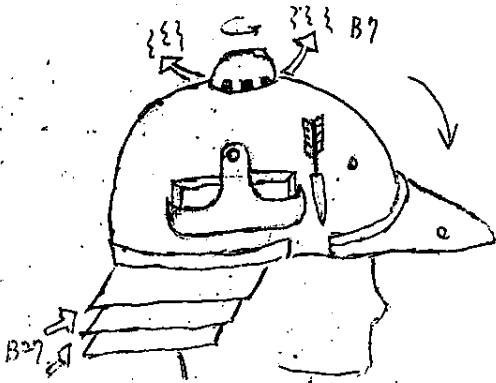
【図 13】



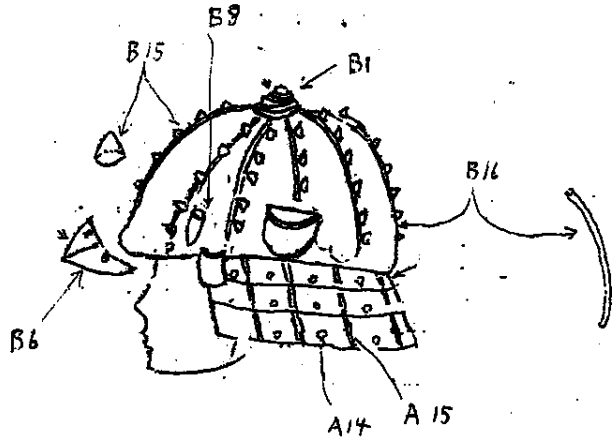
【図 15】



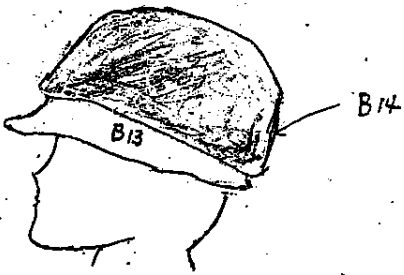
【図 16】



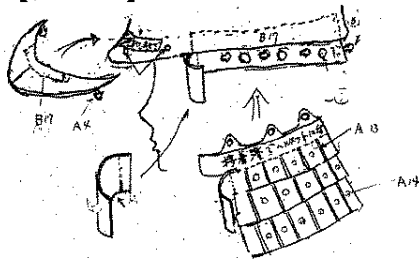
【図 18】



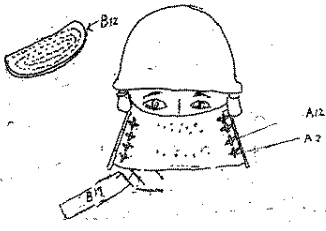
【図 17】



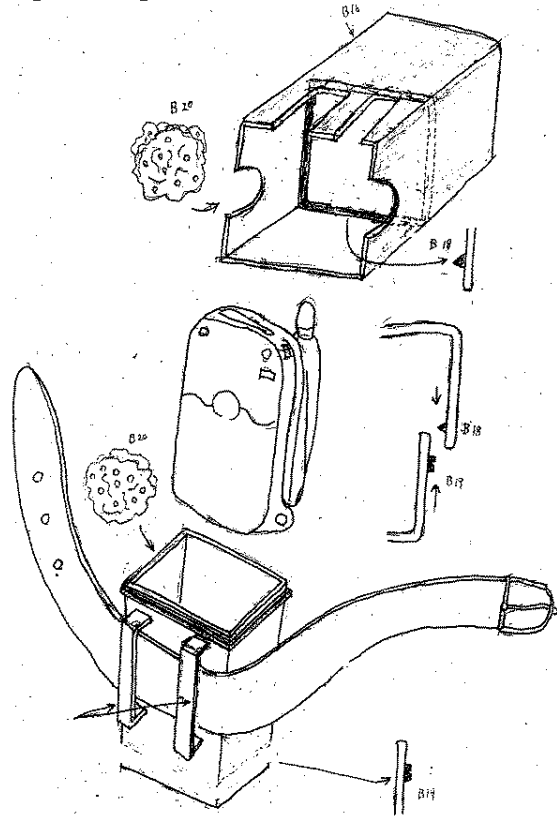
【図 19】



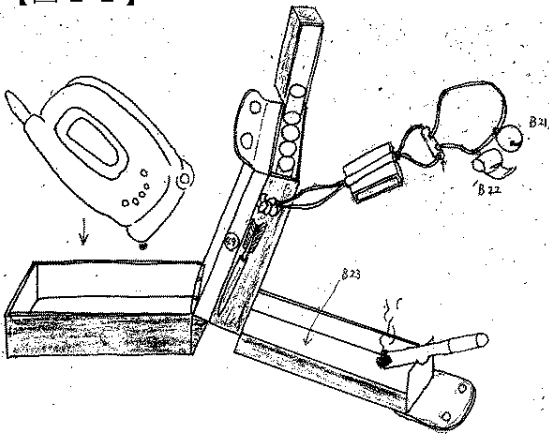
【図 20】



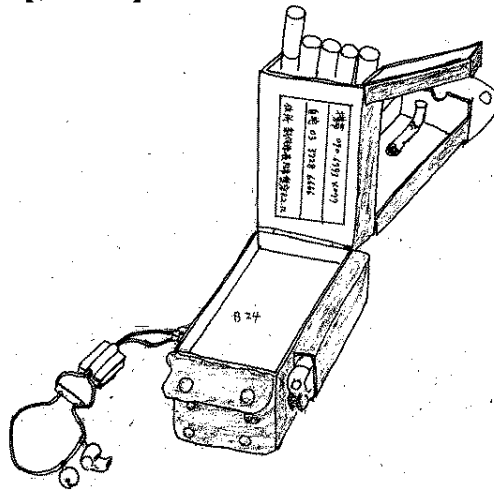
【図 21】



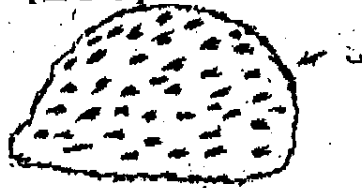
【図 22】



【図 23】



【図 24】



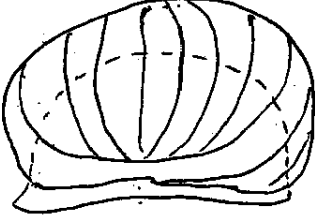
【図 25】



【図 26】



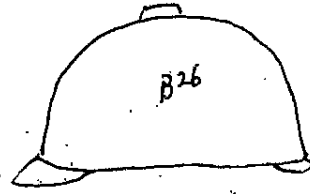
【図 27】



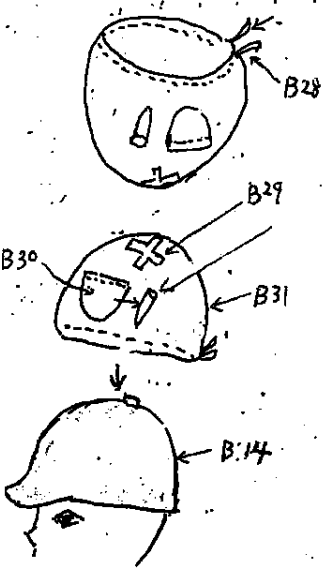
【図 28】



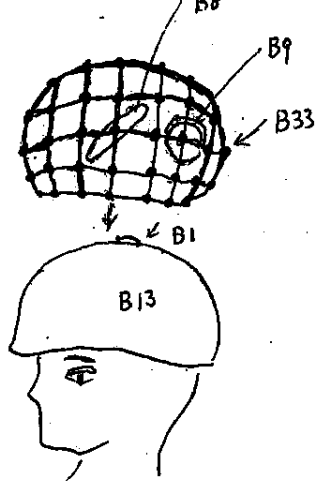
【図 29】



【図 30】



【図 31】



【図 3 2】

